

変更箇所	新(第八版)	旧(第七版)
P2 感染防止のための基本的な考え	令和5年2月10日の新型コロナウイルス感染症への基本的対処方針の変更に 基づき、日本語教育機関の特性を鑑みつつ、内閣官房「業種別ガイドラインの 見直しのためのポイント」並びに「オミクロン株の特徴を踏まえた感染防止策」 等を踏まえ、「日本語教育機関における感染対策ガイドライン第七版」を見直 し、3月13日からの適用を現場や利用者に周知する。なお、4月1日より前に 実施される卒業式におけるマスクの着用については、文部科学省「新型コロナ ウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式におけるマスクの取 扱い等について(周知)【専修学校・各種学校等】」(令和5年2月10日通知)を 参照し、適切に実施する。	新型コロナウイルス感染症(以下、「感染症」という。)は、相変わらず収まる 気配がないが、感染拡大防止と社会経済活動の両立の観点から、ガイドライン を合理的な内容に見直す必要があり、内閣官房新型コロナウイルス等感染症 対策推進室の「業種別ガイドラインの見直しのためのポイント」に基づき、これ までの感染防止策の修正を行った。
P2 2、学生 向け・教 職員向け 対策	「三密(多数が集まる密集、換気の悪い密閉、間近で会話や発声をする密接) の回避」や「ソーシャルディスタンス(身体的距離の確保)」、「マスクを正しく着 用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」といった基本的な感染対策を徹底させ る。このうち「マスクを正しく着用」は、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個 人の判断に委ねる。ただし、感染対策上又は事業上、環境や感染状況により必 要がある場合、各日本語教育機関の判断でマスクの着用を求めることができ る。なお、マスクは、入手が困難である場合を除き、不織布マスクを励行する。	「三密(多数が集まる密集、換気の悪い密閉、間近で会話や発声をする密接) の回避」や「ソーシャルディスタンス(身体的距離の確保)」、「マスクを正しく着 用」、「手洗いなどの手指衛生」、「換気」といった基本的な感染対策を徹底させ る。
P3 2、学生 向け・教 職員向け 対策	<p>削除(前項等に記述、及び文部科学省のマスク着用に関する情報記載のため)</p> <p>削除(前項に記述のため)</p> <p>追加 咳・くしゃみをする際に、マスクやティッシュ・ハンカチ、袖を使って、口や鼻をお さえる咳エチケットの指導を行う。</p> <p>削除(新型コロナウイルス感染症への基本的対処方針の変更に基づき)</p> <p>削除(新型コロナウイルス感染症への基本的対処方針の変更に基づき)</p>	<p>最新のマスク着用に関する情報(厚生労働省ホームページ「マスクの着用につ いて」を参照)について、周知を行うこと。</p> <p>マスクは、入手が困難である場合を除き、不織布マスクを着用させる。</p> <p>・可能な限り、時差(分散)登校、時差(分散)出勤を行い、ラッシュ時の登校、 通勤を避ける。</p> <p>・教職員については、可能な限りテレワークを推奨する。また、会議を行う際は 対策を施した上で参加人数を最小限に絞るとともに、オンライン化を進める。</p>

<p>P3 3、校舎 内の対策</p>	<p>(1) 教室 削除(マスク着用の考え方の見直し等に基づき) ※②→①, ③→②に変更</p>	<p>① 飛沫感染を防止するために、学生及び教職員にはマスクを正しく着用すること。</p>
	<p>(2) 職員室 ① 人との距離(人と人が触れ合わない距離)が保てず、会話をする場合は、飛沫感染を防止するために、教職員にはマスク着用を励行する。 ② 勤務中は、職員室の複数の窓を同時に開けこまめな換気に努める。</p>	<p>(2) 職員室 ① 職員室等における勤務において、人との距離(目安 2m)が保てて、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は不要。 ② 人との距離(目安 2m)が保てず、会話をする場合は、飛沫感染を防止するために、教職員にはマスク着用を励行する。 ③ 勤務中は、職員室の複数の窓を同時に開けこまめな換気に努める。</p>
	<p>(3) 通路、廊下 ① 各所に消毒液を設置し、利用者がいつでも手指の消毒を行えるような環境を作る。 ② 対人距離(人と人が触れ合わない距離)を確保するために、椅子の配置やベンチシートなどは、対面して座ることがないように配置する。</p>	<p>(3) 通路、廊下 ① 各所に消毒液を設置し、利用者がいつでも手指の消毒を行えるような環境を作る。 ② 対人距離を確保するために、椅子の配置やベンチシートなどは、対面して座ることがないように配置する。ただし、マスクの着用や換気が徹底されている場合はこの限りでない。 ④ 受付など、人と人が対面する場所において、対面時間が長時間に及ぶ場合は、アクリル板やビニールカーテンなどで遮蔽する。ただし、対面時間が短時間な場合や、マスクの着用や換気が徹底されている場合はこの限りでない。 ⑤ 通路、廊下では、学生同士、学生・教職員が大声での会話を行わないよう呼びかける。</p>
<p>P4 3、校舎 内の対策</p>	<p>(4) 図書室、休憩室、喫煙室など共有スペース ①人の密集を防止すべく、同時利用する人数の上限をスペースに応じて定め、また対面で会話をしないように努める。</p>	<p>(4) 図書室、休憩室、喫煙室など共有スペース ①人の密集を防止すべく、同時利用する人数の上限をスペースに応じて定め、また対面で会話をしないように努める。ただし、マスクの着用や換気が徹底されている場合はこの限りでない。</p>
<p>P4 4、学生 寮の感染</p>	<p>(2) 共用場所(食堂、風呂、トイレなど) ② 共用場所のそれぞれに、対人距離が確保できる同時利用人数の制限を設け、動線の確保も行う。</p>	<p>(2) 共用場所(食堂、風呂、トイレなど) ② 共用場所のそれぞれに、対人距離が確保できる同時利用人数の制限を設け、動線の確保も行う。ただし、マスクの着用や換気が徹底されている場合</p>

<p>症防止対策</p>	<p>③ 飲食場所は感染対策を施した場所に限ること。</p> <p>④ 食堂を利用する場合は、利用前の手洗いを徹底し、食事をする際、間隔(人と人が触れ合わない距離)が確保できない場合は、アクリル板等パーテーションの設置を行うこと。また、食事中的の会話は控え、食事終了後は速やかに退室する。</p> <p>⑤ 共用浴場を利用する場合は、浴場、脱衣場ともに十分な対人距離(人と人が触れ合わない距離)を確保するとともに、会話は控える。</p>	<p>はこの限りでない。</p> <p>③ 共用場所においては、適切な装着方法でマスクを常時着用すること。また、大声や長時間の会話を控えること。ただし、人との距離(目安 2m)が保てて、会話をほとんど行わない場合は、マスクの着用は不要。</p> <p>④ 飲食場所は感染対策を施した場所に限ること。</p> <p>⑤ 食堂を利用する場合は、利用前の手洗いを徹底し、食事をする際は、対面を避け間隔を1m あけた配席とすること。間隔が確保できない場合は、アクリル板等パーテーションの設置を行うこと。また、食事中的の会話は控え、食事終了後は速やかに退室する。</p> <p>⑥ 共用浴場を利用する場合は、浴場、脱衣場ともに十分な対人距離を確保するとともに、会話は控える。</p>
<p>P5 5、活動ごとの感染症防止対策</p>	<p>(1) 授業 休校要請が出された場合には、休校措置をとる。授業時間の不足に対しては、オンライン授業等に対応する。登校日を設ける場合は、対策を施した上で実施する。 休校要請の解除後は、十分な対策を行いつつ、通常の対面授業に準じて授業を行う。教室のこまめな換気を心掛ける。</p> <p>(2) 課外活動、校外学習 国、都道府県の要請、指示を考慮して、万全な対策を施した上で実施する。</p> <p>削除(新型コロナウイルス感染症への基本的対処方針の変更)</p> <p>(3) 学生支援 感染症の長期化により不安を抱えている学生の状況把握に努め、きめ細かく対応していく。また、学生が経済的な理由で退学することが起こらぬよう、国、都道府県の行っている支援策に関する情報提供を正確かつ分かりやすく行っていく。</p>	<p>(1) 授業 休校要請が出された場合には、休校措置をとる。授業時間の不足に対しては、オンライン授業等に対応する。登校日を設ける場合は、対策を施した上で実施する。 休校要請の解除後は、十分な対策を行いつつ、通常の対面授業に準じて授業を行う。教室のこまめな換気、教師、学生とも正しくマスク着用を心掛ける。</p> <p>(2) 課外活動、校外学習 国、都道府県の要請、指示を考慮して、マスクの正しい着用や、移動中や現場でのソーシャルディスタンスの確保など、万全な対策を施した上で実施する。</p> <p>(3) 学生支援 緊急事態宣言が解除され、登校できるようになってからも、感染症の長期化により不安を抱えている学生の状況把握に努め、きめ細かく対応していく。また、学生が経済的な理由で退学することが起こらぬよう、国、都道府県の行っている支援策に関する情報提供を正確かつ分かりやすく行っていく。</p>

<p>P6</p> <p>5、活動ごとの感染症防止対策</p>	<p>削除(新型コロナウイルス感染症への基本的対処方針の変更)</p> <p>(6) 入国時対応(学生ピックアップ、入寮)</p> <p>職員は学生の出迎え、空港等から滞在先までの移動、入国後の待機については、国の指示に従う。</p> <p>削除 (新型コロナウイルス感染症への基本的対処方針の変更)</p> <p>(7) 学生のアルバイト</p> <p>アルバイト学生に対しては、アルバイト先が業種別ガイドラインを遵守するなど感染防止対策を徹底しているか確認するよう周知する。</p>	<p>(6) 入国時対応(学生ピックアップ、入寮)</p> <p>職員はマスクを正しく着用した上で、学生を出迎えに行き、空港等から滞在先までの移動、入国後の待機については、国の指示に従う。入国後の学生の体調管理については一定期間留意する。</p> <p>(7) 学生のアルバイト</p> <p>アルバイト学生に対しては、アルバイト先が、マスク着用、手洗いの励行、ソーシャルディスタンスの確保、三密の回避、業種別ガイドラインを遵守するなど感染防止対策を徹底しているか確認するよう周知する。</p>
<p>P8</p> <p>参考</p>	<p>新型コロナウイルス感染症対策本部決定「マスク着用の考え方の見直し等について」(2023年2月10日)</p> <p>https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/kihon_r2_050210.pdf</p> <p>・内閣官房コロナ室「基本的対処方針に基づくイベントの開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」(2023年2月10日)</p> <p>https://corona.go.jp/package/assets/pdf/jimurenraku_seigen_20230210.pdf</p> <p>・文科省「感染拡大の予防と研究活動の両立に向けて」(令和5年2月13日)</p> <p>https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00157.html</p> <p>・文科省「卒業式におけるマスクの取扱いに関する基本的な考え方について(通知)」(令和5年2月10日)</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20230210-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf</p> <p>・文科省「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び卒業式におけるマスクの取扱い等について(周知)【専修学校・各種学校等】」(令和5年2月10日)</p> <p>https://www.mext.go.jp/content/20230213-mxt_kouhou01-000004520_3.pdf</p> <p>・厚生労働省HP「咳エチケット」</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000187997.html</p> <p>・厚生労働省チラシ「正しい手の洗い方」</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000593493.pdf</p>	

	<ul style="list-style-type: none">・厚生労働省・経済産業省・消費者庁特設ページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」・環境省「ごみ処理方法のチラシ」 <p>https://www.env.go.jp/content/900537202.pdf</p>	
--	---	--

※上記のほか、句読点や表記を仮名書きから漢字に改める等、軽微な修正も行った。